

とやまの木で家づくり応援工務店等登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民が富山県産木材（以下「県産材」という。）を利用した住宅（以下「県産材住宅」という。）を建築しやすい環境を整備し、県産材の住宅への利用の促進と、優良な木造住宅の普及を図るため、県産材住宅の設計・建築に精通した工務店等をとやまの木で家づくり応援工務店またはとやまの木で家づくり応援設計事務所（以下、「応援工務店等」という。）として登録するために必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 応援工務店等へ登録する申請資格は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 別表に掲げる事業に申請された住宅等の設計または施工を、申請の日の前年度までの3か年度の間3件以上実施した者
- (2) 県が作成し県民へ公開する応援工務店等の名簿（別記様式第1号）に、連絡先等の情報を掲載し公開することを承諾する者

(登録申請及び名簿への登録、公表)

第3条 応援工務店等へ登録しようとする者は、とやまの木で家づくり応援工務店等登録申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請書の内容を確認し、要件を満たす者については、連絡先等を登録者名簿に登録し、公表する。また、登録された応援工務店等に対して登録証を発行する（別記様式第3号）。

(登録期間等)

第4条 登録期間は、登録した日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 登録期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、登録期間延長申請書（別記様式第4号）を知事へ提出するものとする。なお、登録期間延長申請書の取扱いは、第3条の登録申請書に準じるものとする。
- 3 登録者が、有効期間内に登録を辞退する場合は、登録辞退届（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 知事は、応援工務店等が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録期間を経過した場合
- (2) 応援工務店等としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 登録者から辞退届（別記様式4）が提出された場合
- (4) 登録者が廃業した場合

(変更の届出)

第6条 応援工務店等は、登録者名簿に記載された事項に変更があったときは、登録者名

簿の記載事項変更届（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届により登録証等の記載内容に変更が生じた場合は、登録者名簿を更新するものとする。

（応援工務店等の責務）

第7条 応援工務店等は、県産材活用の普及啓発に努めることとする。このために必要な場合は「とやまの木で家づくり応援工務店」または「とやまの木で家づくり応援設計事務所」の名称及び別に定めるシンボルマーク等を使用することができる。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業名
とやまの木で家づくり支援事業
木の香るとやまの街づくり事業 (ただし備品導入に係る施工は対象外とする)